十九　化粧品の表示に関する公正競争規約（昭和四十六年公正取引委員会告示第七十五号）

第１条中「第12条第１項」を「第11条第１項」に、「一般消費者の適正な商品選択に資するとともに、化粧品業における不当な顧客の誘引を防止し、もって公正な競争を確保することを目的とする」を「不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする」に改める。

第15条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改め、同条第３項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改める。

第17条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官及び公正取引委員会」に改める。

二十　化粧石けん業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（昭和四十六年公正取引委員会告示第八十二号）

第１条中「化粧石けん業における公正な競争秩序を維持確立することを目的とする」を「不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする」に改める。

第６条第３項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改める。

第７条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改め、同条第３項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改める。

第８条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官及び公正取引委員会」に改める。

二十一　化粧石けんの表示に関する公正競争規約（昭和四十六年公正取引委員会告示第八十四号）

第１条中「第12条第１項」を「第11条第１項」に、「一般消費者の適正な商品選択に資するとともに、化粧石けん業における不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保することを目的とする」を「不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする」に改める。

第13条第３項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改める。

第14条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改め、同条第３項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改める。

第15条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官及び公正取引委員会」に改める。

二十二　うに食品の表示に関する公正競争規約（昭和四十九年公正取引委員会告示第十二号）

第１条中「第12条第１項」を「第11条第１項」に、「一般消費者の適正な商品選択を保護し、不当な顧客の誘引を防止し、もって公正な競争を確保することを目的とする」を「不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする」に改める。

第10条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改め、同条第３項中「前２項」を「前二項」に、「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改める。

第12条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官及び公正取引委員会」に改める。

二十三　清酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（昭和四十九年公正取引委員会告示第二十九号）

第１条中「不当な顧客の誘引を防止し、もつて清酒製造業における公正な競争秩序を確保することを目的とする」を「不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする」に改める。

第８条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改め、同条第３項中「本条第１項若しくは第２項」を「前二項」に、「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改める。

第10条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官及び公正取引委員会」に改める。

二十四　チューインガムの表示に関する公正競争規約（昭和五十年公正取引委員会告示第十九号）

第１条中「一般消費者の適正な商品選択に資するとともに、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保することを目的とする」を「不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする」に改める。

第10条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改め、同条第３項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改める。

第11条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官及び公正取引委員会」に改める。

二十五　アイスクリーム類及び氷菓の表示に関する公正競争規約（昭和五十年公正取引委員会告示第二十号）

第１条中「一般消費者の適正な商品選択に資するとともに、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保することを目的とする」を「不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする」に改める。

第11条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改め、同条第３項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改める。

第13条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官及び公正取引委員会」に改める。

二十六　歯みがき類の表示に関する公正競争規約（昭和五十年公正取引委員会告示第二十一号）

第１条中「一般消費者の適正な商品選択に資するとともに、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保することを目的とする」を「不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする」に改める。

第２条第１項中「薬事法」の下に「（昭和35年法律第145号）」を加え、「あつて」を「あって」に改める。

第３条第８号中「第59条第７号」を「第59条第10号」に、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

第９条第２項及び第11条第３項中「もつて」を「もって」に改める。

第12条第１項中「行つた」を「行った」に、「行つて」を「行って」に、「もつて」を「もって」に改め、同条第２項中「従つていない」を「従っていない」に、「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改め、同条第３項中「もつて公正取引委員会」を「もって消費者庁長官」に改める。

第13条第２項中「よつて」を「よって」に改め、同条第３項中「あつた」を「あった」に改め、同条第４項中「なかつた」を「なかった」に改める。

第14条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官及び公正取引委員会」に改める。

二十七　歯みがき業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（昭和五十年公正取引委員会告示第二十二号）

第１条中「一般消費者の適正な商品選択を保護し、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争秩序を確保することを目的とする」を「不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする」に改める。

第２条第１項中「薬事法」の下に「（昭和35年法律第145号）」を加え、「あつて」を「あって」に改める。

第５条中「歯みがき公正取引協議会」を「歯磨公正取引協議会」に改める。

第６条第３項中「もつて」を「もって」に改める。

第７条第１項中「行つた」を「行った」に、「行つて」を「行って」に、「もつて」を「もって」に改め、同条第２項中「従つていない」を「従っていない」に、「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改め、同条第３項中「もつて公正取引委員会」を「もって消費者庁長官」に改める。

第８条第２項中「よつて」を「よって」に改め、同条第３項中「あつた」を「あった」に改め、同条第４項中「なかつた」を「なかった」に改める。

第９条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官及び公正取引委員会」に改める。

二十八　トマト加工品の表示に関する公正競争規約（昭和五十一年公正取引委員会告示第十四号）

第１条中「第12条第１項」を「第11条第１項」に、「一般消費者の適正な商品選択に資するとともに、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保することを目的とする」を「不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする」に改める。

第８条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改め、同条第３項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改める。

第10条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官及び公正取引委員会」に改める。